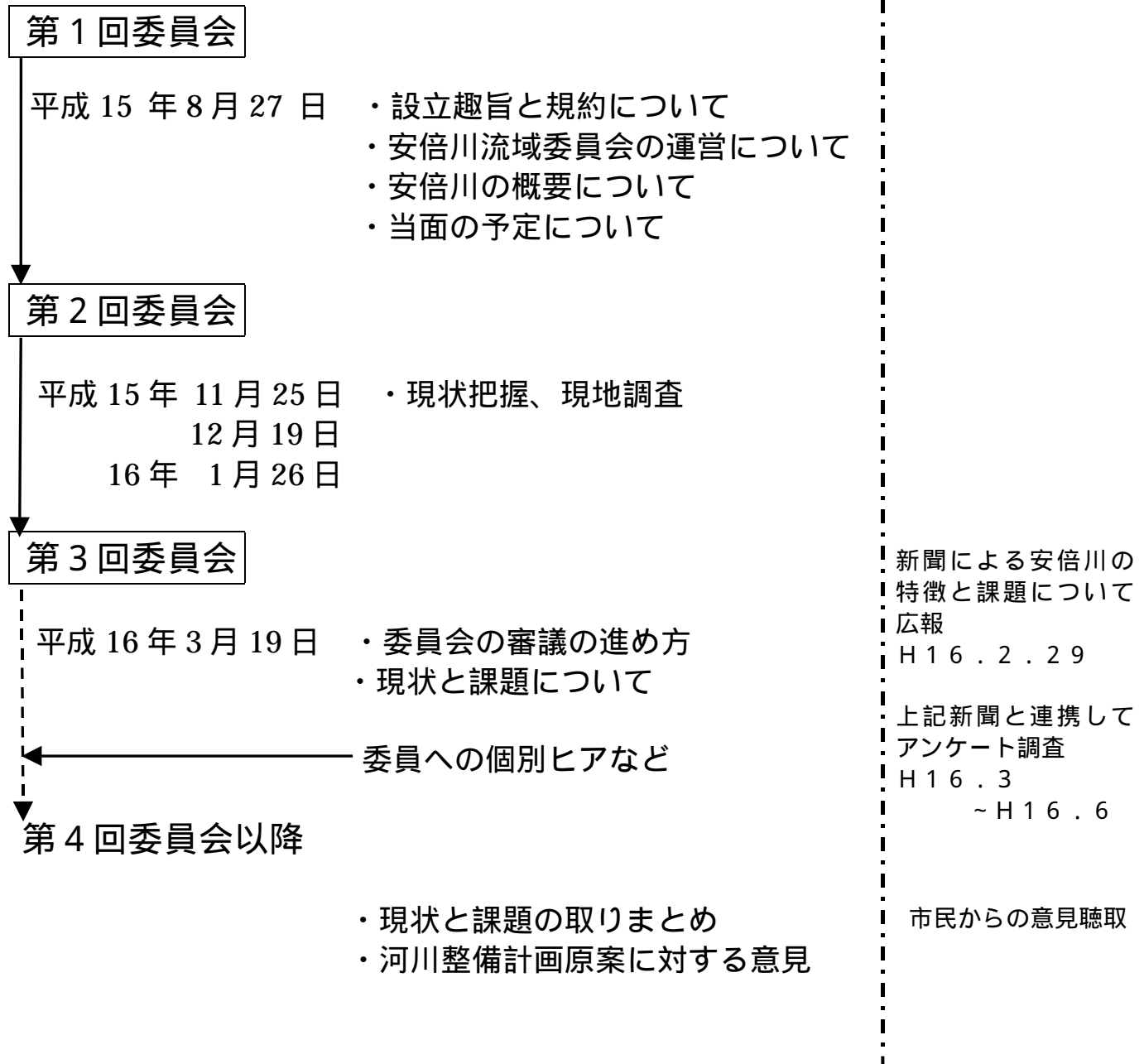


安倍川流域委員会の今後の審議の進め方

〔委 員 会〕

[市民からの意見聴取]



安倍川水系河川整備計画の骨子

河川整備基本方針及び河川整備計画作成の準則は、河川法施行令により以下のとおり定められている。

<河川法施行令>

(河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則)

第10条 河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。

- 1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生の状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること。
- 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。
- 3 河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること。

河川整備計画に定める事項は、河川法施行令により以下のとおり定められている。

<河川法施行令>

(河川整備計画に定める事項)

第10条の3 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 1 河川整備計画の目標に関する事項
- 2 河川の整備の実施に関する事項
 - イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
 - ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

1 . 河川整備計画の構成

1 流域及び河川の概要

1.1 流域及び河川の概要

1.2 河川整備の現状と課題

2 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間

2.2 計画対象期間

2.3 河川整備の目標

- 1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
- 2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
- 3) 河川環境の整備と保全に関する事項

3 河川の整備の実施に関する事項

3.1 河川整備の基本的な考え方

3.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

- 1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
- 2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
- 3) 河川環境の整備と保全に関する事項

3.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

- 1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項
- 2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項
- 3) 河川環境の整備と保全に関する事項

2 . 計画対象区間

計画対象区間は直轄管理区間

安倍川流域図



管理者	河川名	管理区間延長(km)
国土交通省	安倍川	22.7
	藁科川	8.9
	計	31.6

3 . 計画対象期間

整備計画は、「安倍川水系河川整備基本方針」に基づき河川整備の当面の目標を定めるもので、その対象期間は、概ね 30 年とする。

なお、整備計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定するもので、策定後のこれらの変化や新たな知見、技術の進歩等により、対象期間内であっても必要に応じて適宜本計画の見直しを行うものとする。